

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会
根拠法令等	都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第19条
設置年月日	平成25年7月24日
所掌事務	川崎駅周辺地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議並びに法第19条の13第1項に規定する都市再生安全確保計画の作成及び当該計画の実施に関わる連絡調整
委員数	10名
委員の構成	1 内閣総理大臣及び法第19条第1項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長 2 川崎市長 3 神奈川県知事 4 法第19条第2項の規定に基づき、1から3までに掲げる者が協議して加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等
会議公開・非公開	公開
非公開の理由	
事務局担当課	まちづくり局 市街地整備部 地域整備推進課 電 話 044-200-2743 ファックス 044-200-3967
ホームページアドレス	川崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会について http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000050210.html